年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
（神奈川県担当部会）
令和８年９月 16 日答申分

〇答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの　　１件

厚生年金保険関係　　１件

厚生局受付番号　：　関東信越（神奈川）（受）第 2600053 号
厚生局事案番号　：　関東信越（神奈川）（厚）第 2600022 号

第１　結論

請求者のＡ社（現在は、Ｂ社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 57 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　平成 30 年９月３日から同年 11 月１日まで

私は、平成 30 年９月３日からＡ社に勤務していたが、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録がない。

雇用契約書（写）では社会保険の加入が労働条件に示されており、出勤簿（写）による出勤実績、給与支払（源泉徴収票（写））などの客観的な資料により、厚生年金保険の被保険者資格が成立していたはずである。

給与明細書は所持していないが、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第３　判断の理由

１　請求者から提出されたＡ社に係る雇用契約書（写）、就業条件明示書（写）、出勤簿（写）、平成 30 年分及び平成 31 年分給与所得の源泉徴収票（写）並びに請求者が金融機関より入手した給与振込を確認できる取引推移一覧表（写）により、請求者は請求期間に同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、請求者から提出された平成 30 年分給与所得の源泉徴収票（写）に記載された社会保険料等の金額（155,579 円）のうち前職分（115,148 円）を除いた 40,431 円は、Ａ社における上記雇用契約書（写）、出勤簿（写）、通勤定期券（写）により算出した総支給額に基づく請求者の同年 11 月分（12 月支払）の雇用保険料（909 円）並びに標準報酬月額 28 万円に相当する健康保険料（13,902 円）及び厚生年金保険料（25,620 円）の合計額と一致しており、請求期間については、厚生年金保険料が控除されていないことが推認できる。

また、請求期間について、上述の雇用契約書（写）、出勤簿（写）及び請求者から提出された通勤定期券（写）より、総支給額を算出し、所得税の源泉徴収額のみを控除して、雇用保険

料、健康保険料及び厚生年金保険料を控除しないものとして算出した額（差引支給額）と取引推移一覧表（写）の振込額はおおむね一致する。

さらに、Ｂ社は、請求者の請求期間における厚生年金保険料を給与から控除しておらず、請求内容どおりの厚生年金保険の届出を行っていない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

２　一方、請求者の請求期間については、Ｂ社は、請求者の資格取得年月日を平成 30 年 11 月１日から同年９月３日とする健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（訂正届）を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出（令和８年３月３日受付）し、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により保険給付の対象とならない厚生年金保険被保険者記録となっていることは確認できる。

しかしながら、上記の理由により、請求者のＡ社における請求期間の厚生年金保険被保険者記録については、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間とする記録の訂正を認めることはできない。